



学校法人 筑波学園

アール医療福祉専門学校

がっこうさいかい

## 【学校再開に向けたガイドライン】

(2020年6月1日版 ver.1)

「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育  
活動に関する提言」(文部科学省 令和2年5月1日)

学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に学生が通うことは困難であり、このような状態が長期間続けば、学生の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなります。この感染症については持続的な対策が必要であることを踏まえれば、社会全体が長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、学生の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくことが重要と考えています。

# 1. 感染症予防に対する考え方

今後、教育活動の再開に当たっては、本校において、以下の対策を講じる。

- (1) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- (2) 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多くの人が密集
- ③ 近距離での会話や発声

(3) 特定の地域におけるクラスターの発生状況や学内においての感染者の発生状況等によっては、学校休業措置を行う場合がある。

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 厚労省 コロナ 検索

## 2. 学生における感染症予防策の徹底

### 登校前・登下校時

- 毎朝、検温を行い、37.5℃以上の学生は自宅で休養する。  
尚、体温が37.5℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある生徒は、自宅で休養する。
- 登校時にはマスクを持参・着用する。
- 登下校時周囲との間隔を1m以上は確保する。
- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして登校時「健康観察の記録表」に記入する。
- 登校・下校時において、各校舎に入る前に、手指消毒を確実に行う。

## 学校生活時

- 大声での発声等の場面に限らず、室内では常にマスクを着用する。
- 手をふくタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共有しないようにする。
- 授業中においても、必要に応じて水分補給を行うことを認める。
- 換気のため、各教室は、対角線上の2か所以上の窓を常に開けておく。加えて、休み時間には、出入口のドア、窓は全開放するなど換気を徹底する。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど学校の共用部分は、登校時、昼、下校時に消毒する。さらに、授業が終わる度に教卓を、掃除終了時に机、椅子を消毒する。
- 室内においては、生徒間の距離を1メートルを目安として、できるだけ離れるとともに、大声を出すことは控えるようにする。
- 学校行事については、イベント等の開催を見送っている期間においては、原則として延期又は中止する。ただし、実施する場合は、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）の重なりを防止する。
- 休み時間はこまめに手洗いを行う。
- 洗い場やトイレに学生間で集中しないようにする。

□ 休み時間でも友人等とは普段よりも距離を確保する。

□ 食事前には、学生全員が手洗いを徹底する。

□ 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、指定された席で行い、飛沫を飛ばさないように会話を控える。

※食事はマスクを外すことから、近距離で会話をする状況は、特に感染リスクが高い。

□ 教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる工夫を行う。



### 3. 教職員における感染症予防の徹底

□毎日、教職員および非常勤講師は出勤前に必ず検温を行い、  
37.5℃以上の熱や風邪症状がある場合は、出勤を控える。

□石けん、アルコールを使用した手洗いの徹底を図る（出勤後、  
授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後等）。

□無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散  
防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で学生等  
と接する際は可能な限り身体的距離（おおむね1～2m）の確保に  
努める。

□「基本的な感染症対策の徹底」を参考に、職員室の定期的な  
換気（1時間毎に一度換気）、教職員の座席等の距離確保、共用  
の物や施設等の消毒を徹底する。

□人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」をできる  
限り避け、マスク着用及び換気徹底に留意する。

□外部からの来校者に対し、マスク着用、手洗いや手指のアルコ  
ール消毒等、感染対策の徹底を依頼する。

## 4. 感染者等が発生した場合の対応

- 感染者の発生を把握後、管理職は速やかに茨城県、保健所、全教職員、全校生徒への連絡を行う。連絡手段はHPへの掲載、メール、LINE等を駆使し情報共有を迅速に行う。
- 保健所の指導の下、連携して今後の対応を検討する。
- 感染者本人に係る詳細な情報を収集する。保健所の指導の下、本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、感染者本人の行動記録等を時系列で整理する。  
例) 健康状態(体温経過記録、発症日、症状等)、通学手段、直近2週間の学校のスケジュール、出席状況、校外活動状況等
- 保健所が行う「濃厚接触者の特定」に協力する。保健所の指導の下、感染者本人の行動記録に基づき、学生及び教職員の、接触者のリストを作成し、情報提供を行う。
- 保護者宛て連絡内容を検討し、緊急メール等を活用して、学生への自宅待機について連絡する。
- 臨時休業になった場合、各学科担任が臨時休業中の健康観察や学習課題等について、学生等に連絡する。
- 感染者の家庭と連絡を取り、状況に応じて支援に努める。
- 報道対応の窓口を決定し、情報を収集・整理する。